

## 第 4 節 生活環境

生活環境の分野は、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、廃棄物、有害化学物質、光害、愛玩動物など、生活に直接関係する分野です。

市民アンケートにおいても、市に対して最も実施してほしい環境施策として、犬のフン対策・ポイ捨ての防止・空き地の管理といった身近な環境の向上が求められています。

市民にとって、最も基本的な生活環境を良好な状態で維持できるよう、市民・事業者・市が一体となって各種の施策や事業を推進していかなければなりません。

また、近年多発している<sup>※</sup>光化学オキシダントによる健康などへの影響については、発生時の迅速かつ的確な対策を講じなければなりません。



# 1 廃棄物

近年の廃棄物処理をとりまく状況は大変厳しく、ごみ排出量の増大やごみの質の多様化は、最終処分場の不足、施設整備の困難性などとあいまって、全国的に深刻なごみ問題を引き起こしており、ごみの発生抑止は急務となっております。

## 現状と課題

ごみの発生を抑止するためには、ごみになるものは断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使用する（リユース）、再生して利用する（リサイクル）の4Rを推進することが重要です。

また、一層の再資源化を進めるため、資源ごみの分別徹底を図り、再生利用を進めることが重要です。

国においても、循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）において、環境の保全を前提とした循環型社会の形成などの取組みを充実・強化することとされています。

本市における1人1日あたりのごみ排出量は、996gであり、ごみ処理基本計画の目標（平成22年度：1,110g）を達成していますが、引き続き削減に取り組む必要があります。

不法投棄については、山間部や海岸といった回収困難な場所への悪質なケースが増加しており、これまで以上に、パトロールの強化や警察等関係機関との連携の強化などによる不法投棄対策が必要です。

また、海岸線の環境美化を推進するため、海岸漂着ごみ対策の強化も必要です。

 **ごみを減らすための4つのキーワード** 

<i>Reduce</i> (リデュース) ごみを減らす	<i>Refuse</i> (リフューズ) ごみになるものは断わる
<i>Reuse</i> (リユース) 繰り返し使用する	<i>Recycle</i> (リサイクル) 再生して利用する



ごみの排出量の推移

(市廃棄物リサイクル課資料より)

		H 1 8	H 1 9	H 2 0
①年間収集量 (t)		15,109	14,638	14,159
	燃やせるごみ	9,871	9,762	9,591
	燃やせないごみ	1,428	1,251	1,078
資源ごみ	古紙	2,032	1,932	1,821
	空缶	282	262	261
	ペット・プラ容器包装	861	852	842
	びん	547	525	505
	古着・古布	59	54	61
	廃乾電池	29	0	0
1人1日平均排出量 (g)		667	655	640
1世帯1日平均排出量 (g)		1,590	1,538	1,474
②年間直接搬入量 (t)		8,764	7,837	7,891
	燃やせるごみ	6,332	5,748	5,800
	燃やせないごみ	1,684	1,548	1,670
	古紙	748	541	421
総計 (①+②) (t)		23,873	22,475	22,050
可燃(焼却)・不燃(破碎・埋立)ごみ量		19,315	18,309	18,139
排出量対比(%) (H17年度100)		98.98	93.82	92.95
資源ごみ排出量		4,558	4,166	3,911
総量のうち資源ごみの割合 (%)		19.09	18.54	17.74
1人1日平均排出量 (g)		1,054	1,006	996
1世帯1日平均排出量 (g)		2,512	2,361	2,295
年間総排出量対比(%) (H17年度100)		99.27	93.46	91.70

1人1日あたり

50gごみを減らすと  
不燃ごみ最終処分場が  
5年延命できます。

【50gの目安】



レジ袋5枚



350ml アルミ缶3本

## 【施策の方向性】

- (1) 4R〈リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）〉を促進します。
- (2) ごみの減量化と分別収集、再資源化の一層の推進と徹底を図ります。
- (3) 市民のごみ問題に対する意識の高揚と実践活動促進のため、生ごみ処理機の助成や普及啓発活動に積極的に取り組みます。
- (4) リサイクル拠点施設を設置し、リユース（再使用）を促進します。
- (5) 不法投棄や不適正処理の防止のため、<sup>※</sup>環境パトロールの強化や警察等関係機関と連携した取組みを強化します。
- (6) 学校などでの環境教育の普及に努めます。
- (7) マイバッグ持参運動の推進を図ります。
- (8) 環境清掃指導員と協力し、地域からのごみの適正排出を図ります。
- (9) <sup>※</sup>しまねエコショップ制度の普及を図ります。



## 2 大気汚染

工場や事業所、家庭生活における自動車からの排気ガスや野焼きなどによって排出される有害物質が原因で大気が汚染されることをいいます。

※

近年では、光化学反応により生成された酸化性物質「光化学オキシダント」が増加する大気汚染事象が知られています。

### 現状と課題

本市の大気汚染の状況は、浜田合同庁舎一般環境大気測定局の測定結果によると、概ね良好な状態が維持されているものの、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質は環境基準値を超える状況もみられます。

アスベストは、損傷・劣化などにより繊維が飛散するおそれがある場合には、除去などの適切な処置を検討する必要があります。

また、事業所や家庭からの一般廃棄物や農作業などに伴う雑草の野焼きによる煙や臭いの苦情も多くあり、適正処理の周知や指導などの対応が必要です。

※

光化学オキシダント（Ox）測定結果（浜田合庁測定局）

（島根県 平成 19 年度大気汚染測定結果報告書）

昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12 ppmを超えた日数	昼間の1時間値の最高値
(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)
366	5485	0.043	126	1	0.129

※ 浮遊粒子状物質（SPM：年間値）（浜田合庁測定局）

（島根県 平成 19 年度大気汚染測定結果報告書）

種別	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（mg/m <sup>3</sup> ）	（時間）	（日）	
一般環境	366	8773	0.023	5	4	有
自動車排ガス	363	8725	0.029	9	4	有

【施策の方向性】

- （1） 島根県など関係機関と連携し、各種有害物質測定値を把握し、市民への適切・迅速な情報提供に努めます。
- （2） ノーマイカー・デーの実施などによる公共交通機関の利用を促進します。
- （3） エコドライブの指導・啓発（エコドライブ教習会やアイドリング・ストップ運動など）を実施します。
- （4） 低燃費車や低公害車（※ハイブリッド車など）の導入の促進や普及啓発に努めます。
- （5） 野焼きなど屋外燃焼行為について、指導・啓発を実施します。
- （6） アスベストによる被害を防止するための対策を講じます。

### 3 水質汚濁

家庭から排出される生活排水や工場、事業所から排出される工場排水などにより、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋などに流れ込み水質が悪化することをいいます。

#### 現状と課題

本市では、下府川・浜田川・周布川・三隅川の4つの主な河川が日本海へ注いでおり、また、江の川にも支流が流れています。

これらの川を水道水源として使用しているため、飲料用として安全かつ安定確保が絶対的条件であり、それを確保できる施策が必要です。

水質問題については、市民・事業者アンケートにおいても、ごみ問題と並び、最も関心の高い環境問題の一つとしてあげられており、子どもたちが身近な河川で遊べるような環境づくりが求められています。

事業所はもちろん、家庭の生活排水を含めた汚水処理の促進が、公共用水域の水質浄化にとって不可欠です。

なお、本市では、ゴルフ場経営者と締結した環境保全協定に基づき、定期的な水質検査結果の報告を受けるとともに、必要に応じた調査を実施しています。

河川のBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成状況（BOD75%値）

（平成20年度 公共用水域及び地下水水質測定結果 島根県環境生活部より）

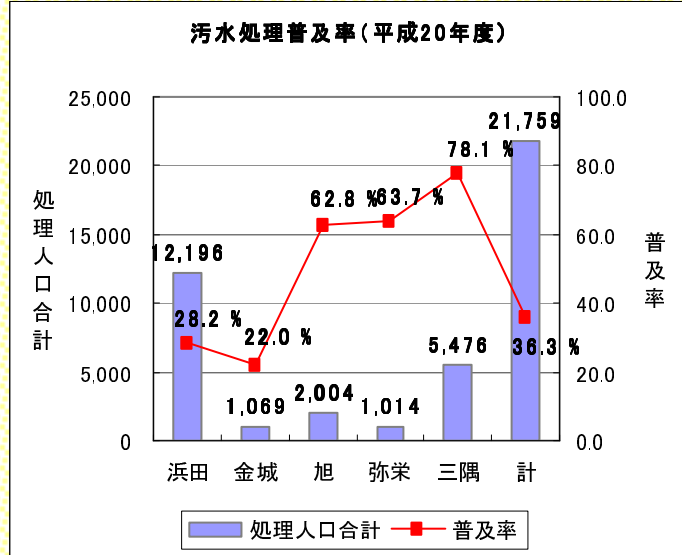
水域名		類型	基準値	H15	H16	H17	H18	H19	H20
浜田川	上流	AA	1mg/ℓ	<0.5	0.6	0.6	<0.5	0.6	0.5
	下流	A	2mg/ℓ	1.8	1.5	2.1	1.6	1.2	0.9

※ 類型〈生活環境の保全に関する環境基準〉  
6 類型（AA・A・B・C・D・E）の内、  
浜田川上流は最上位、下流は上位2番目に指定

汚水処理普及率（平成20年度）

（下水道課資料より）

自治区	処理人口 合計	普及率
浜田	12,196	28.2%
金城	1,069	22.0%
旭	2,004	62.8%
弥栄	1,014	63.7%
三隅	5,476	78.1%
計	21,759	36.3%



（内訳）

自治区	行政人口	公共下水道		農業集落排水		漁業集落排水	
		処理人口	接続人口	処理人口	接続人口	処理人口	接続人口
浜田	43,298	1,915	981	1,451	902		
金城	4,849	0	0	0	0		
旭	3,189	1,149	971	372	185		
弥栄	1,593	0	0	701	674		
三隅	7,015	2,329	1,682	1,499	887	986	889
計	59,944	5,393	3,634	4,023	2,648	986	889
普及率		9.0%	67.4%	6.7%	65.8%	1.6%	90.2%

自治区	コミ・プラ 処理人口	合併浄化槽			
		浄化槽設 置整備	浄化槽市町村 整備推進	個別排水 処理	その他
浜田	1,791	1,259	0	38	5,742
金城	0	516	0	0	553
旭	0	247	205	0	31
弥栄	0	139	133	0	41
三隅	0	117	275	0	270
計	1,791	2,278	613	38	6,637
普及率	3.0%	3.8%	1.0%	0.1%	11.1%

## 【施策の方向性】

- (1) 公共下水道事業、集落排水事業及び個別浄化槽整備事業など、地域に応じた汚水処理の手法により下水道の整備を推進します。
- (2) 地域内の事業所や一般家庭に対する下水処理施設への早期つなぎ込みを促す啓発活動を実施します。
- (3) 家庭から排出される生活排水の現状と汚水処理の必要性について、啓発活動を実施します。
- (4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを推進します。
- (5) 事業所排水について、必要に応じて関係機関との連携を図ります。また、水質改善方法の指導を実施します。
- (6) 水質検査対象河川の BOD（生物化学的酸素要求量）などが、生活環境の保全に関する環境基準値を超えないよう、関係機関と連携を図り監視します。
- (7) 農・畜産系排水について、島根県など関係機関と連携を図り、肥料や農薬の適正な使用・保管についての指導を実施します。
- (8) ゴルフ場における、農薬などによる水質汚濁を防止するための定期的な水質検査の実施や、必要に応じた指導を行います。

○ 平成 30 年度までに、  
汚水処理にかかる普及率を 50% にします。



## 4 騒音・振動

騒音は、人それぞれの主観的な判断によるところが大きく、特定建設工事などから発生する音の他、個々で耳障りと感じられる音であれば騒音となり得ます。

また、振動は、工事や事業活動、日常生活の作業などにおいて発生した地面の揺れが周囲に広がることにより、不快感を与えることをいいます。

### 現状と課題

本市における騒音や振動については、特定工場や特定建設作業に伴う規制地域が指定されており、設備・機械などの性能の進歩や届出の徹底などにより、事業者は基準の遵守に努められています。

しかし、深夜営業に伴う騒音など近隣の騒音については、多くの苦情が寄せられており、大きな問題となっています。

なお、自動車騒音については、国道9号における常時監視検査の結果、概ね環境基準値以下となっています。

騒音に係る環境基準（一般地域） （環境基本法に基づく告示より）

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A A	50dB 以下	40dB 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55dB 以下	45dB 以下	専ら住居の用に供される地域
B	55dB 以下	45dB 以下	主として住居の用に供される地域
C	60dB 以下	50dB 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

時間の区分 昼間：6時～22時まで 夜間：22時～6時まで

## 平成 20 年度 島根県自動車騒音監視結果

(市別評価)

昼夜とも環境基準を満足した割合は、江津市、益田市、雲南市及び大田市で 100%、出雲市及び浜田市で 99%超であり、これらの市では環境基準の達成率は高かった。

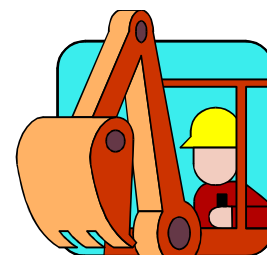
安来市は、昼夜とも環境基準を満足した割合は 74.7%であり、他の市に比べて環境基準の達成率は低かった。

表 2 (3) 評価結果概要 (市別) (%)

市名	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
安来市	74.7	2.5	0.0	22.8
松江市	99.9	0.0	0.1	0.0
出雲市	99.9	0.0	0.1	0.0
江津市	100.0	0.0	0.0	0.0
浜田市	99.7	0.0	0.3	0.0
益田市	100.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	100.0	0.0	0.0	0.0
大田市	100.0	0.0	0.0	0.0

### 【施策の方向性】

- (1) 特定工場や特定建設作業については、届出の徹底及び規制値の遵守と静穏性の保持に努めるよう指導を行います。
- (2) 自動車騒音について、道路管理者に対し、排水性舗装や遮音壁の設置などの働きかけを行います。
- (3) 深夜騒音や生活騒音に対しては、公共マナーの徹底と近隣への配慮についての普及啓発を実施するとともに、悪質なケースは、警察など関係機関と連携した対策を実施します。



## 5 悪臭

悪臭とは、いやな「におい」、不快な「におい」のことをいいます。工場及び事業所などの事業活動から発生する場合や、ペットの糞尿、浄化槽の整備不良など、日常生活から発生する場合もあります。

### 現状と課題

本市では、悪臭防止法による規制地域が指定されており、過去には、規制基準値を超える事案も発生しています。

しかし、悪臭は、季節や天候、風向きなどの影響も受けるため、規制基準値を超えているかの検査も困難であり、長年にわたって苦情が継続している案件もあります。

また、日常生活から発生する廃棄物や動物の臭い、側溝や水路からの悪臭に伴う苦情も増加しています。

### 【施策の方向性】

- (1) 悪臭防止法に基づき、規制地域における、規制値の遵守に関する指導を行います。
- (2) 規制基準値超過の事業所などに対して、施設の改善と悪臭防止策の実施を指導します。
- (3) 規制地域外の地域や一般家庭・事業所などから発生する悪臭については、公共マナーの徹底と環境への配慮について、普及啓発を実施します。

悪臭物質のにおいの特徴と主要発生源事業場

(四訂版 ハンドブック悪臭防止法より抜粋)

物質名	においの特徴	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなおい	パルプ製造業、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなおい	畜産農業、パルプ製造業、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい	パルプ製造業、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル		
トリメチルアミン	腐った魚のようなおい	畜産農業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、たばこ製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	刺激的な醗酵したにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなおい	
メチルイソブチルケトン		
トルエン		
キシレン	ガソリンのようなおい	
スチレン	都市ガスのようなおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉製造業等
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のようなおい	
イソ吉草酸		

## 6 土 壤 汚 染

土壌に、健康に被害を与える化学物質などが蓄積された状態をいいます。

農用地については、汚染された土壌で育った農作物を間接的に摂取することにより、人の健康や生活環境に様々な影響を及ぼすケースもあります。

### 現状と課題

近年、健康へ被害を与えるレベルではないものの土壌汚染対策法に基づく指定基準値を超過した事例がありました。

現在も周辺住民への影響について、継続して水質検査を実施していますが、基準値超過はみられません。

今後も、引き続き関係機関と連携を図り、再汚染防止に向けた監視・啓発が必要です。

### 【施策の方向性】

- (1) 土壌汚染発生防止に向けた、普及啓発活動に取り組みます。
- (2) 土壌汚染が確認された場合は、島根県など関係機関と連携を図り、迅速な対処を行います。



## 7 地盤沈下

自然的・人為的な要因により、地盤が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象をいいます。

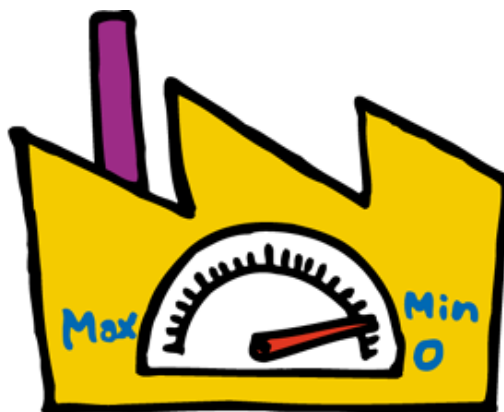
公害問題となるのは、地下水の大量揚水や鉱物資源の採取、トンネル工事など的人為的要因による地盤沈下です。

### 現状と課題

本市では、小規模な陥没などの発生事例はありますが、公害問題となる地下水の大量揚水などに起因する人為的要因による地盤沈下は、これまで島根県への発生事例の報告はありません。

### 【施策の方向性】

- (1) 万一、発生した場合は、島根県など関係機関と連携を図り、迅速な対処を行います。



## 8 有害化学物質

化学物質は、様々な用途に有効性を持ち、広範に用いられていますが、その中には、生産・使用・廃棄の仕方によっては、人の健康や動植物の生態系に有害な影響を及ぼす有害化学物質といわれるものがあります。

### 現状と課題

最近では、ダイオキシン類をはじめとする<sup>※</sup>外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）による、健康被害や環境汚染に関心が高まっています。

一般家庭においても、燃焼行為や除草剤の使用などにより、ダイオキシン類などの有害な化学物質の発生源となる場合があることから注意が必要です。

### 【施策の方向性】

- (1) 新しい知見に基づく化学物質の特性、毒性、排出実態についての情報収集や情報提供に努めます。
- (2) 島根県など関係機関と連携し、市民・事業者・市によるリスクコミュニケーション（環境リスクに関する情報の共有及び相互理解）を推進します。



## 9 光害

光害は、都市化や交通網の発達などによる屋外照明の増加により発生する害のことをいいます。

### 現状と課題

過度な夜間照明は、睡眠などの日常生活に影響を与えることがあります。

これら夜間照明による動植物の生態への影響や、車のヘッドライトによるホタルの生息への影響をもたらすことが指摘されており、適切な対策が必要です。

美しい星空や漁火などを楽しめる本市では、美しい夜間の環境保全が求められます。

### 【施策の方向性】

- (1) 光害についての啓発を行います。



## 10 愛玩動物

近年、犬や猫などを飼養する人が増えています。これらの動物は心豊かな生活にとって重要な存在であるとともに、少子高齢化や核家族化などに伴い、単なるペットから家族の一員として位置づけられるようになってきました。

### 現状と課題

飼養する人の増加に伴い、早朝や深夜の鳴き声や糞尿などの放置、放し飼いなどの苦情が増加しており、トラブルとなる事例が発生しています。

飼い主には、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、飼養及び管理を適切に行うことが求められます。周囲に迷惑を及ぼすことのないよう、社会的責任を十分に自覚し、適切な管理を行うことが必要です。

また、動物愛護（命の大切さ）を、ともに考えていくことが大切です。

### 狂犬病予防注射実施率

	登録頭数	注射頭数	注射実施率
平成18年度	4,030	3,391	84%
平成19年度	3,937	3,645	93%
平成20年度	3,856	3,541	92%

## 【施策の方向性】

- (1) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発を推進します。
- (2) 動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限などについて、広報などにより周知を図ります。
- (3) 犬の飼養者に対して、登録と狂犬病予防注射の実施を推進します。
- (4) 猫の飼養者に対して、繁殖制限と屋内飼養についての普及啓発を進めます。
- (5) 不適切に飼養する動物の飼い主に対し適切な管理を指導します。

○ 平成 26 年度までに、狂犬病予防注射実施率を 95% 以上にします。

